令和８年度第５回農業委員会総会　議事録

１．開催日時　　令和８年８月１０日（月）　午後１時３０分から午後２時３５分

２．開催場所　　鳥取市人権交流プラザ　３階　大ホール

３．出席委員　　（１９名）

会　長	９番	濱　田　　香	会長職務代理者	１２番	石　谷　　隆
委　員	１番	砂　川　重　雄	委　員	１１番	西　尾　真　帆
〃	２番	吉　浦　雅　子	〃	１３番	福　安　　修
〃	３番	川　西　仁　志	〃	１４番	竹　森　　潔
〃	４番	中　村　　精	〃	１５番	小　林　光　徳
〃	５番	若　狭　さつき	〃	１６番	山　根　一　美
〃	６番	小　林　香　代	〃	１７番	松　田　壽　弘
〃	７番	田　中　ありさ	〃	１８番	藏　内　敏　博
〃	８番	建　部　憲　二	〃	１９番	山　田　準　二
〃	１０番	竹　内　七　郎			

４．欠席委員　　（なし）

５．農地利用最適化推進委員　（４２名出席）

鳥　取	太　田　　忍	湖　南	福　田　幸　司	河原町	高　田　三　朗
〃	川　島　　忍	〃	松　田　瞬　志	〃	山　田　勝　好
〃	安　場　　信	湖　東	浦　濵　克　代	用瀬町	西　村　　勝
邑　美	雨　河　雅　裕	〃	竹　本　芳　明	佐治町	小　谷　　章
〃	懸　樋　和　彦	国府町	河　村　周　子	〃	山　下　増　治
〃	森　下　　学	〃	福　田　　明	気高町	居　川　春　好
せんだい	有　田　　裕	〃	山　﨑　寿　幸	〃	角　田　　完
〃	猪　口　洋　司	〃	山　脇　　隆	〃	浜　辺　信　康
〃	森　本　寿　夫	〃	吉　永　昇　平	〃	山　下　泰　之
高　草	青　木　善　美	福部町	田　中　道　夫	鹿野町	井　上　博　愛
〃	内　田　洋之助	〃	山　根　貴世子	〃	武　部　　仁
〃	前　田　　洋	河原町	有　田　直　政	〃	橋　本　和　夫
〃	山　岡　　茂	〃	大　谷　太　志	青谷町	井　上　智　朗
湖　南	稲　村　謙　二	〃	荻　原　　誠	〃	花　原　伸　幸

６．議事日程

第１　議事録署名委員の指名

第２　議事

議案第　２２　号　　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第　２３　号　　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第　２４　号　　農地転用事業計画変更申請について
議案第　２５　号　　非農地証明について
議案第　２６　号　　鳥取市農用地利用集積等促進計画案について

第３　報告事項

（１）　農地法第４条第１項第７号の規定による届出書の受理について
（２）　農地法第５条第１項第６号の規定による届出書の受理について
（３）　農地法第４条第１項第８号の例外規定による届出書（農業用施設）の受理について
（４）　農地転用の制限の例外（公共事業）による事業計画書の受理について
（５）　農地転用の制限の例外（認定電気通信事業等）による事業計画書の受理について
（６）　公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
（７）　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について

７．事務局　　川口局長　太田局長補佐　近藤係長　福田主任　小出主事

８．会議内容

	開会：午後１時３０分
川口局長	ただ今から、令和８年度第５回鳥取市農業委員会総会を開会します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 （会長あいさつ）
川口局長	まず、定足数の確認ですが、委員１９名中１９名の出席であり、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第４条第１項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員を指名します。 議事録署名委員は、議席番号３番の川西委員、４番の中村委員にお願いします。
議長	議事に入ります。議案第２２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	申請がありましたのは、整理番号２９番から３７番の９件ですが、整理番号２９番は申請内容に疑義があり、訂正・確認しているところですので、審議保留として、次回の定例総会でご審議いただきたいと思います。 整理番号３０番は、鹿野町鹿野の田で、贈与による所有権移転です。 整理番号３１番は、吉成の畑で、売買による所有権移転です。 整理番号３２番は、気高町上原と山宮の田と畑で、売買による所有権移転です。 整理番号３３番は、河原町曳田の田と畑で、贈与による所有権移転です。 整理番号３４番は、国府町麻生の畑で、売買による所有権移転です。なお、譲受人が農地所有適格法人の要件を満たしていることを確認しています。 整理番号３５番から３７番の３件は、福井の田で、売買による所有権移転です。 いずれも、申請内容は農地法第３条第２項各号の許可をすることができない事項に該当していないと見受けられ、許可要件を満たしているものと思われます。
議長	それでは、整理番号３０番を審議します。 担当の橋本推進委員、報告をお願いします。
橋本委員	８月４日に砂川農業委員、井上博愛推進委員、武部推進委員と私で、現地を確認しました。 譲渡人は地元集落の出身ですが、現在は遠方にお住まいで、自分では耕作することが出来ないため、親の頃に貸借していた譲受人へ譲渡することにしたものです。水稲や野菜を作付けする予定で、農業機械は一式揃っています。譲受人はまだ若く、自宅からの距離も近いので、許可することに問題ありません。
議長	引き続き、担当の砂川農業委員、報告をお願いします。
砂川委員	橋本推進委員から報告があったとおり、許可することに問題はありません。ただ、１０年近く耕作していなかった圃場なので、嬉しく思いつつ、多少の心配もありますので、注視していきます。
議長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号３０番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なし）

議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次に整理番号３１番を審議します。担当の太田推進委員、報告をお願いします。
太田委員	８月３日に濱田農業委員、事務局、譲受人と私で、現地確認を行いました。 申請地は住宅街にある畑ですが、譲渡人は高齢で耕作出来ないため、近隣で野菜を作りたいと思っていた譲受人へ売買することになったようです。耕運機を所有していますし、許可することに問題ありません。
議　　長	担当の農業委員は私ですが、特に補足説明はありません。太田推進委員から報告があったとおり、許可することに問題ないと判断します。 では、質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号３１番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次に整理番号３２番を審議します。担当の角田推進委員、報告をお願いします。
角田委員	８月４日に吉浦農業委員、事務局、私で現地確認を行い、譲受人の父と申請代理人の行政書士にも立ち会ってもらいました。 譲渡人は県外在住のため、親類に譲渡するものです。申請地には水稲やヒマワリが作付けされており、よく管理されています。農業機械は一式揃っていますし、許可することに問題はないものと判断します。
議　　長	引き続き、担当の吉浦農業委員、報告をお願いします。
吉浦委員	角田推進委員から報告があったとおり、許可することに問題ないと判断します。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号３２番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次に整理番号３３番を審議します。担当の大谷推進委員、報告をお願いします。
大谷委員	８月６日に田中ありさ農業委員と私で、現地確認をしました。 本件は親子間の贈与ですが、既に譲受人が農作業の中心的な役割を担っています。申請地はいずれもしっかりと耕作されていますので、許可することに全く問題ありません。
議　　長	引き続き、担当の田中ありさ農業委員、報告をお願いします。
田中(あ)委員	大谷推進委員から報告があったとおり、許可することに問題ないと判断します。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）

議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号３３番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次に整理番号３４番を審議します。担当の福田明推進委員、報告をお願いします。
福田（明）委員	８月４日に西尾農業委員、事務局、譲受人の法人代表者他と私で、現地確認を行いました。 申請地は、５年ほど前から貸借により耕作していた畑で、ブドウが栽培されていますが、譲渡人は手放したいと考え、この度の申請になったようです。引き続き耕作するものですので、許可することに問題はありません。
議　　長	引き続き、担当の西尾農業委員、報告をお願いします。
西　尾　委　員	福田明推進委員から報告があったとおり、許可することに問題ないと判断します。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号３４番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次の整理番号３５番、３６番、３７番は関連していますので、一括して審議します。担当の福田幸司推進委員、報告をお願いします。
福田（幸）委員	８月２日に松田壽弘農業委員、私、申請者３名で、現地を確認しました。 申請地はもともと各譲受人の水田の一部であったものを、湖山池のヘドロ浚渫事業のため、用地買収された土地です。工事完了により復田され、それぞれが国から買い戻すことになり、牧草畑として耕作します。許可することに問題ありません。
議　　長	引き続き、担当の松田壽弘農業委員、報告をお願いします。
松田（壽）委員	福田幸司推進委員の報告のとおり、許可することに問題ないと判断します。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので、それぞれ採決に移ります。 整理番号３５番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号３６番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号３７番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。

	以上で、議案第２２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして、議案第２３号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事　務　局	申請がありましたのは、整理番号１２番、１３番、一時転用４番の計３件です。 整理番号１２番の申請地は宮谷で、転用目的は住宅建築です。農地区分は、農業公共投資の対象農地に該当するため、第１種農地と判断し、許可根拠は集落接続です。 整理番号１３番の申請地は福部町湯山で、転用目的は駐車場です。農地区分は、小集団の生産力の低い農地に該当するため、第２種農地と判断し、許可根拠は代替地なしとしています。 一時転用３番の申請地は紙子谷で、転用目的は保存小屋及び進入路ですが、期間は令和８年９月３０日までの計画になっています。農地区分は、小集団の生産力の低い農地に該当するため、第２種農地と判断し、許可根拠は代替地なしとしています。
議　　長	それでは、整理番号１２番を審議します。 担当の山岡推進委員、報告をお願いします。
山　岡　委　員	先般、農振除外手続きの際に報告したとおり、田の一部に分家住宅を建築するものです。残る農地は引き続き田として耕作されます。申請地は、倉庫と資材置場に挟まれており、周辺の営農にも支障はないと判断します。
議　　長	引き続き、担当の小林光徳農業委員、報告をお願いします。
小林(光)委員	山岡推進委員の報告のとおり、許可することに問題ないと判断します。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号１２番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次に整理番号１３番を審議します。担当の山根貴世子推進委員、報告をお願いします。
山根(貴)委員	８月３日に若狭農業委員、田中道夫推進委員、事務局と私で、現地を確認しました。 申請地の県道側は既に農地転用の許可を得て車両置場となっており、それを拡張するものです。三方を川や水路に囲まれており、周辺の農地にはまったく影響がありません。
議　　長	引き続き、担当の若狭農業委員、報告をお願いします。
若　狭　委　員	山根貴世子推進委員の報告のとおり、許可することに問題ないと判断します。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号１３番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なし）

議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 次に一時転用４番を審議します。担当の懸樋推進委員、報告をお願いします。
懸樋委員	７月３０日に藏内農業委員、事務局、私と、申請人の工事担当者で現地確認を行いました。 文化財の住宅修繕工事に伴い、所有者の未利用地に家財を一時保管するものですが、既に工事開始当初から使用されており、追認となります。 ただ、所有者と工事業者は農地であると認識していなかったようで、着工前の写真を見たところ、やむを得ないと思います。完了後はきれいに復元して、畑として利用する予定ですので、許可することに問題はありません。
議　　長	引き続き、担当の藏内農業委員、報告をお願いします。
藏内委員	懸樋推進委員の報告のとおり、許可することに問題ないと判断します。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 一時転用４番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で、議案第２３号「農地法第５条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第２４号「農地転用事業計画変更申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事　務　局	申請がありましたのは、整理番号２番の１件です。 申請地は河原町北村、事業内容の変更についての承認申請です。
議　　長	それでは、整理番号２番を審議します。 担当の有田直政推進委員、報告をお願いします。
有田(直)委員	８月４日に田中ありさ農業委員、申請者と私で、現地確認を行いました。 当初は、檀家から土地の寄進を受け、墓苑として造成する計画で許可されたもので、整地まで完了しています。申請地は既存の墓地に囲まれていますが、車を停める場所が狭いことから、利用者の要望を受け、当面の間は駐車場として利用するよう、計画を変更するものですので、何ら問題はありません。
議　　長	引き続き、担当の田中ありさ農業委員、報告をお願いします。
田中(あ)委員	有田直政推進委員の報告のとおり、承認することに問題ないと判断します。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので採決に移ります。 整理番号２番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。

	以上で議案第２４号「農地転用事業計画変更申請について」を終わります。 続きまして、議案第２５号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事　務　局	申請がありましたのは、整理番号３９番から４７番の９件です。 申請地の所在、該当事由、現況等につきましては議案書に記載のとおりですので、ご確認ください。
議　　長	それでは、整理番号３９番、４０番は関連していますので、一括して審議します。担当の河村推進委員、報告をお願いします。
河村委員	８月３日に西尾農業委員、事務局と私で、申請代理人の行政書士にも立ち会ってもらい、現地を調査しました。 申請地は集落内にあり、整理番号３９番、４０番ともに昭和２０年頃から住宅の敷地になっているため、非農地として証明することに問題はありません。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので、それぞれ採決に移ります。 整理番号３９番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号４０番につきまして、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 （質疑・意見なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 次に整理番号４１番を審議します。担当の安場推進委員、報告をお願いします。
安場委員	８月４日に濱田農業委員、事務局と私で現地を調査しました。 申請地周辺は住宅地になっています。申請者も県外在住で、農地としては全く利用されておらず、雑草が繁茂しています。長期間耕作放棄により自然潰廃し、農地復旧が困難な土地として問題ありません。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号４１番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 次に整理番号４２番を審議します。担当の猪口推進委員、報告をお願いします。
猪口委員	７月２８日に建部農業委員、事務局、私で現地調査し、代理人にも立ち会ってもらいました。 申請地は雑木が繁茂しており、農地として利用することは出来ない状況です。申請者は県外在住で、地元の寺に寄付したいと考え、今回の申請に至りました。長期間耕作放棄により自然潰廃し、農地復旧が困難な土地として問題ありません。

議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号４２番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 次に、整理番号４３番を審議します。担当の西村推進委員、報告をお願いします。
西　村　委　員	８月３日に川西農業委員、池本推進委員、事務局と私で現地を調査しました。 申請地は農地として利用できるような土地ではなく、雑草が生い茂っているほか、一部は地元集落のゴミステーションとして利用されています。周辺には農地がなく、全く支障はありませんので、人為的な潰廃地で２０年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地と判断して問題ありません。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号４３番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 次に整理番号４４番を審議します。担当の荻原推進委員、報告をお願いします。
荻　原　委　員	７月３１日に小林香代農業委員、事務局と私、申請者で現地を調査しました。 申請地は２ｍ×１３ｍ程のわずかな土地で、コンクリート舗装され、選果場の敷地の一部になっています。昭和５６年に旧国道沿いにバス停が整備された際、河原町と土地を交換したそうですが、このたび財産処分するにあたり、地目が田のままであると判明したものです。人為的な潰廃地で２０年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地と判断して問題ありません。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号４４番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 次に整理番号４５番を審議します。担当の有田裕推進委員、報告をお願いします。
有田（裕）委員	７月２８日に建部農業委員、事務局、私で現地を調査しました。 申請地には竹や笹が生い茂っており、その中に手入れのされていない柿や柑橘の木が残っています。近隣の方に聴き取りしたところ、３０年くらい前から同様な状況とのことでした。長期間耕作放棄により自然潰廃し、農地復旧が困難な土地として問題ありません。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので、採決に移ります。

	整理番号４５番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 次に整理番号４６番を審議します。担当の松田瞬志推進委員、報告をお願いします。
松田(瞬)委員	７月３０日に松田壽弘農業委員、事務局と私で現地を調査しました。 申請地は平成２年頃から建設会社の資材置場として利用されており、現在も重機や大型車両が置かれています。人為的な潰廃地で２０年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地と判断して問題ありません。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号４６番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 次に整理番号４７番を審議します。担当の浜辺推進委員、報告をお願いします。
浜　辺　委　員	８月４日に吉浦農業委員、事務局と私で現地を調査しました。 申請地は船磯集落の急傾斜地崩壊対策工事の残地です。２０年以上前から耕作されておらず、農地としての利用は不可能ですので、長期間耕作放棄により自然潰廃し、農地復旧が困難な土地として問題ありません。
議　　長	質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号４７番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 以上で議案第２５号「非農地証明について」を終了します。 続きまして、議案第２６号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事　務　局	これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等が利用しようとする農地の面積は、田が８３，５６６㎡、畑は１１，３１１㎡、樹園地２９４㎡です。 権利種別の内訳は、賃借権１７件、使用貸借による権利５５件の合計７２件となっています。 農地中間管理事業の推進に係る法律第１８条第５項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議　　長	一括で質問・意見を受け付けます。 （質疑・意見なし）
議　　長	無いようですので、採決に移ります。

	議案第２６号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 それでは、報告事項に移ります。 報告事項 （１）農地法第４条第１項第７号の規定による届出書の受理について （２）農地法第５条第１項第６号の規定による届出書の受理について （３）農地法第４条第１項第８号の例外規定による届出書（農業用施設）の受理について （４）農地転用の制限の例外（公共事業）による事業計画書の受理について （５）農地転用の制限の例外（認定電気通信事業等）による事業計画書の受理について （６）公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について （７）農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
議　　長	以上で本日の審議を終了したいと思います。 これで令和８年度第５回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。 閉会　午後２時３５分